

新型コロナウイルス感染症に伴う失業者の退職手当の 取り扱いについて

令和2年11月19日

1 特定退職者の対象拡大

- (1) 整理退職
- (2) 勤務公署の移転
- (3) 免職・失職
- (4) 公務上傷病
- (5) 新型コロナウイルス感染症を理由とした自己都合退職
 - ①本人の職場で感染者が発生した場合
 - ②本人又は同居の家族が基礎疾患を有する、妊娠中、高齢である場合
 - ③子の養育が必要となった場合⇒要証明書類（住民票等）

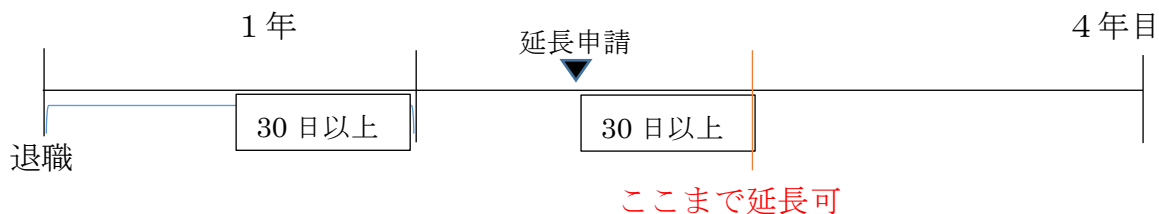
2 給付制限期間の撤廃

通常、自己都合退職であれば2～3か月の給付制限が適用されるが、上記(5)の場合は、給付制限期間なし。

3 受給期間の延長

- (1) 病気やけがですぐに就職できない
- (2) 妊娠・出産・育児・看護等ですぐに就職できない
- (3) 60歳以上で退職し、しばらく休養する
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由としてハローワークへの来所を控える場合

⇒自己申告



※上記1～3の取り扱いについては、現時点のものであり今後間を置かず変更される可能性もあります。

4 各団体退職手当担当者様へのお願い

- (1) 退職の理由（新型コロナが関係するのか等）
- (2) 退職後の就職先・就業形態（週20時間超か否か）の確認すること
- (3) ハローワークで求職活動をするかどうかの確認すること
- (4) 就職が決まっても退職後1年以内に失業状態になれば、「失業者の退職手当」を受給できる可能性があるため、その場合退職者から各団体担当者へ連絡するよう伝えること

※勤続通算・勤続6月未満の者、就職先が決まっている者については、過去2年の間に雇用保険の被保険者期間が12月以上である者、また以下5判断基準から外れるものを除く。

5 特定退職者の該当になりうるかの判断基準

退職手当額が下表以下の者が該当になる可能性がある。

勤続年数 年齢等		1 年未満	1～4 年	5～9 年	10～19 年	20 年以上
29 歳以下		62 万円	62 万円	83 万円	124 万円	-
30～34 歳		69 万円	92 万円	137 万円	160 万円	183 万円
35～44 歳		69 万円	115 万円	137 万円	183 万円	206 万円
45～59 歳		76 万円	151 万円	201 万円	226 万円	277 万円
60～64 歳		65 万円	108 万円	130 万円	151 万円	173 万円
65 歳以上		21 万円	35 万円			
を 障 有 が す い る 者 者 手 帳 帳	29 歳以下	103 万円	206 万円			
	30～34 歳	115 万円	229 万円			
	35～44 歳	115 万円				
	45～59 歳	126 万円	302 万円			
	60～64 歳	108 万円	259 万円			